

改正

昭和44年 3 月29日 条例第19号  
昭和46年10月 1 日 条例第30号  
昭和54年 3 月29日 条例第17号  
昭和61年 3 月27日 条例第16号  
昭和61年 6 月25日 条例第23号  
昭和61年 9 月29日 条例第37号  
平成 7 年 9 月27日 条例第16号  
平成12年 3 月22日 条例第29号  
平成19年 3 月22日 条例第 6 号  
平成23年 3 月28日 条例第 4 号  
平成25年 3 月25日 条例第 4 号

市川市防災会議条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、市川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例29号・19年 6 号〕

(所掌事務)

**第 2 条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成12年条例29号・19年 6 号・25年 4 号〕

(会長及び委員)

**第 3 条** 防災会議は、会長及び55人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
  - (3) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 千葉県警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長

- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
- 一部改正〔昭和44年条例19号・46年30号・54年17号・61年16号・23号・37号・平成7年16号・12年29号・19年6号・25年4号〕
- (専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- (報酬及び費用弁償)

**第5条** 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

追加〔平成23年条例4号〕

(議事等)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

一部改正〔平成19年条例6号・23年4号〕

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和44年3月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和46年10月1日条例第30号)

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和54年3月29日条例第17号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和61年3月27日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の市川市防災会議条例第3条第6項の規定により、新たに防災会議の委員となる者の最初の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

**附 則** (昭和61年6月25日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年 9 月29日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 7 年 9 月27日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条第 1 項の規定により、新たに同条第 5 項第 8 号及び第 9 号に掲げる委員となる者の最初の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月31日までとする。

**附 則**（平成12年 3 月22日条例第29号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成19年 3 月22日条例第 6 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月28日条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月25日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 市川市防災会議運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市川市防災会議条例（昭和37年条例第24号）第6条の規定に基づき、市川市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長代理委員)

第2条 市川市防災会議条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

### (会議)

第3条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 防災会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議録)

第4条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 出席及び欠席委員の氏名

(3) 議題及び審議経過

(4) 前3号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

### (専決処分)

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合における災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。

(4) 災害対策本部の設置に関すること。

(5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(防災会議の事務)

第6条 防災会議の事務は、危機管理室において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和46年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。